

和指第567号
令和5年11月15日
(2023年)

各介護保険事業所 様
各介護保険施設 様

和歌山市長 尾花正啓
(公印省略)

令和6年2月29日から令和6年4月29日までの間に指定(許可)有効期間満了を迎える介護保険事業所及び介護保険施設の指定(許可)更新手続きの特例について(通知)

平素は、本市の介護保険事業の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

このことについて、令和6年3月末に指定(許可)有効期間の満了を迎える介護保険事業所及び介護保険施設が多数にのぼる状況となるため、標記期間中に指定(許可)有効期間が満了となる介護保険事業所及び介護保険施設におかれましては、本通知に基づき指定(許可)更新手続きを行っていただきますようお願いいたします。

なお、今般の指定(許可)更新手続きの特例手続きにおいては、通常時の指定(許可)更新手続きと異なる部分がございますので、次の【提出要領及び注意事項】を必ずご確認くださいますようお願いいたします。

※本通知は、指定有効期間満了日が令和6年2月29日から令和6年4月29日までの介護保険事業所及び介護保険施設様宛てに通知しております。先の更新手続きと合わせた後に本通知が届いた事業者様におかれましては、ご容赦ください。

※現在、事業所を休止されており、指定有効期間満了日が令和6年2月29日から令和6年4月29日までの事業者様におかれましては、法人様宛てに通知しております。

【提出要領及び注意事項】

1 指定(許可)更新手続きの内容

○提出方法については、次の提出先に持参又は郵送とします。

○提出先については、次のとおりです。

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所 指導監査課 介護事業所指定班(和歌山市役所東庁舎2階)

○提出部数については、2部です(1部は受付印を押印の上、事業所等控えとして返却します。)

○提出期限については、令和5年12月1日(金)から令和6年1月5日(金)までとなります。

○提出書類一覧及び各種様式について

- ・勤務形態一覧表は、令和6年1月(予定)のものを作成するようにしてください。
- ・運営規程は令和6年1月時点のものを作成するようにしてください。
- ・付表は勤務形態一覧表に合わせて令和6年1月時点の人員数等を作成してください。

○更新の完了について

更新通知書の交付をもって更新完了となります。なお、更新通知書に関しては、各指定有効期間満了日までに各事業所宛に郵送させていただく予定です。

2 指定（許可）更新申請に必要な提出書類一覧及び様式等の掲載ホームページ

○「トップページ＞事業者＞福祉＞介護サービス事業者の方へ＞指定（許可）更新申請」

指定（許可）更新申請に必要な提出書類一覧については、指導監査課ホームページの「指定（許可）更新申請」（ページ番号：1003136）から該当する各サービスのチェックシートを確認してください。

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1003136.html>

○「トップページ＞事業者＞福祉＞介護サービス事業者の方へ＞各種申請・届出書類等様式集」

更新申請書及び添付書類については、こちらのページからダウンロードし、作成ください。

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1003147.html>

※提出書類について、指定申請時、前回の更新時又は変更届出時など、以前から本市に書類等を提出しており、その内容に変更がない場合は、添付が省略できる場合があります。但し、添付省略する場合でも、後程本市から提出を求める場合がありますので、その際にご対応をお願いいたします。

3 介護サービスと介護予防サービス又は第1号事業を合わせる場合

今般対象となるサービスの指定更新日が介護サービスと介護予防サービス又は第1号事業の指定更新日と異なる場合は、上記ホームページに掲載している「指定有効期限を合わせて更新する旨の申出書」を作成し、指定更新対応しているサービスの書類と共に提出いただきますと、合わせて更新が可能です。

※合わせて更新ができる例

- ・訪問介護（令和7年9月30日期間満了）と予防給付型訪問サービス（令和6年3月31日期間満了）
- ・福祉用具貸与（令和9年11月30日期間満了）と介護予防福祉用具貸与（令和6年2月29日期間満了）

※合わせることができない例

- ・特定福祉用具販売と介護予防福祉用具貸与のように異なるサービスは、合わせることはできません。

4 事業の休止をされている介護サービス事業所の場合

現在、事業を休止されている介護サービス事業所については、事業を継続又は廃止にするかを事前に本市指導監査課介護事業所指定班までご相談いただきますようお願いいたします。その際に、提出書類や提出期限の説明をいたします。

※更新申請書の提出がない場合は、指定有効期限が満了し、指定の失効となります。

ご不明な点等ございましたら、本市指導監査課介護事業所指定班までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

和歌山市 健康局 保険医療部
指導監査課 介護事業所指定班
TEL：073-435-1319
FAX：073-435-1320